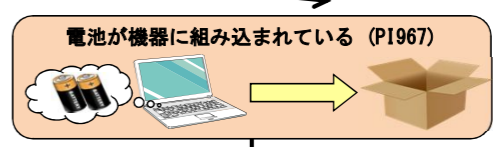
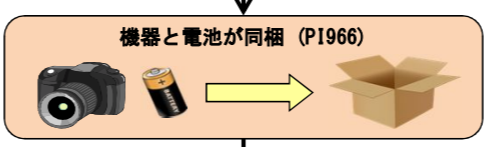
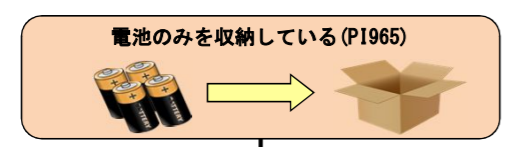


リチウムイオン電池の梱包形態は？



**[ワット時定格値]**  
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値100Whを超えるか？

**[ワット時定格値]**  
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

**[ワット時定格値]**  
 ・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか？

**[1包装物あたりの量]**  
 ・セルの場合、セルの個数が8個を超えるか？  
 ・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか？  
 ・セルおよび組電池1個あたりのワット時定格値が2.7Wh以下の場合(個数制限を受けない)、電池の合計正味量が、2.5kgを超えるか？

**[1包装物あたりの電池の個数]**  
 ・セルの場合、4個を超えるか？  
 ・組電池の場合、2個を超えるか？  
 (ボタン/コイン電池の個数は除く)

UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの総重量 (グロス) ・旅客機の場合: 10kgG ・貨物機の場合: 10kgG	セルまたは組電池1個あたりのワット時定格値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	不要  【注】 弊社では、危険物申告書を使用して申告された場合も受託いたします。(申告書の記入例は、添付をご参照ください。)  危険物申告書をご使用いただいた場合、運送状へ“危険物申告書添付”の文言をご記載いただくことで、下記AWBの要件を満たす必要がありません。	不要
運送状 (AWB)	“危険物申告書添付”または“危険物を含む”の文言	以下は、危険物申告書を使用しない場合の、AWBへの記載事項 ①荷送人および荷受人の住所・氏名 ②UN3480 ③リチウムイオン電池、PI965, IB ④包装物の個数および各包装物の総重量 ⑤包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ⑥包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ⑦包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑧追加情報の必要な時の連絡先電話番号 ⑨オーバーパックに収納されている場合は、IATA発行のリチウム電池ガイドラインに従い、DGR 8.1.6.9.7ステップ7で要求される記載事項  【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①から④については、必ずAWB上に記載が必要となります。	①“リチウムイオン電池PI965、Section IIを遵守している”の文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	分類9の危険性ラベルが必要	分類9の危険性ラベルに加えて、リチウム電池取り扱いラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI965 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を駆動するのに必要最低限の個数に加え、予備電池が2つまで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	“危険物申告書添付”または“危険物を含む”の文言	①“リチウムイオン電池PI966、Section IIを遵守している”の文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	分類9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI966 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	包装物あたりの電池の個数が、 ・セルの場合: 4個以下 ・組電池の場合: 2個以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量が、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	“危険物申告書添付”または“危険物を含む”の文言	①“リチウムイオン電池PI967、Section IIを遵守している”の文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  【注】 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	不要  (AWBへの記載要件は対象外となりますので、左記①から⑤を記載されないようご注意ください。)
ラベル	分類9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	不要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI967 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)	可能